

平成31年 4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成31年 4月11日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
小 柳	茂 秀	委員
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員

3 出席説明員

教育総務部長	志 村 恭 一
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	岸 岳
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	河 島 知 博
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 木 厚
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 1名

## 5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第1 議案第15号、日程第5 議案第19号及び日程第6 議案第20号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告

(新倉教育長)

まず初めに、3月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元にあります教育長報告をご覧くださいと思います。

3月14日以降、4月11日までの間でございますが、まずは議会関係であります。3月定例議会につきましては、27日に閉会され、予算・条例案とも可決をいただきました。

学校等の関係につきましては、前回会議以降に、各小学校での卒業式を挙行させていただきました。委員の皆様にご出席をいただきまして、ありがとうございました。

3月29日ですが、退職者の辞令交付をさせていただきました。学校用務員、給食調理員5名に、一般退職42名、定年退職58名、この内訳といたしましては、校長職としては、小学校で10名、中学校で6名、特別支援学校で2名、高等学校で1名となっております。また、教頭職におきましても、小学校で2名が定年退職をしたところであります。

4月1日、2日には、採用辞令の交付をさせていただきました。本年度の総括教諭への昇任といたしまして30名の方を、管理職の異動と配置替えで78名を、転任・新規採用が94名に上っております。

事務局といたしましても、他部局から19名の方、また、新指導主事等として5名の昇任をしたところであります。

各学校におきましては、小学校長が21名の異動、うち11名が昇任となっておりますし、小学校教頭職としても21名の異動を行いまして、うち8名が昇任したところであります。

中学校では10名の校長が異動いたしまして、うち6名の昇任を、中学校の教頭といたしましては17名の異動を、うち3名昇任をさせていただいたところです。

この結果、校長・教頭の異動のなかった学校につきましては、小学校が6校、中学校1校というふうな、まだ大量退職者の時代を迎えておりますので、今後2

年程度は、大幅な人事異動をしていかなければならないかなというふうに思っているところです。

4月5日から8日にあたりましては、入学式・入園式を挙げていただきました。

小学校につきましては、全児童数が1万7,864名となりましたが、これは、前年の1万8,315名から451名の減を生じております。

また、中学校におきましても、9,287名となりましたので、前年から比べまして、285名が減っているという状況であります。

今後もまだ、児童・生徒数の減少を課題に迎えていくような状況になっているかと思っております。

その他につきましては、記載の各展示を開催しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

(質問なし)

## 日程第2 議案第16号『令和2年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第16号『令和2年度使用教科用図書採択基本方針について』、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

これは、横須賀地区、令和2年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。

このページに記載されております基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

令和2年度使用教科用図書採択基本方針は、次のとおりです。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童・生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書については、次の委員会等の研究・調査の結果を活用して採択する。の3点です。

高等学校、特別支援学校は、毎年採択替えを行います。

小・中学校については、教科書無償措置法第14条及び義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令第15条により、4年に一度採択替えを行うこ

ととなっています。

また、学習指導要領の改訂の年についても、採択替えが行われます。

最終ページの8ページ、資料1をご覧ください。

黒い星印が採択替えの年となります。本年度は、高等学校、特別支援学校の採択替えに加え、小・中学校の採択替えを行います。

小学校は、新学習指導要領による教科用図書の初めての採択になります。

中学校につきましては、4年に一度の採択替えとなりますが、新たな図書の申請がなかったこと、また、来年度に新学習指導要領による教育課程の実施に伴う教科書採択が行われることから、4年前の採択における調査・研究の結果等を活用することとし、調査部会は設置いたしません。

続いて、2ページ、3ページをご覧ください。

教科用図書採択検討委員会条例です。教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及び、その委員会の検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に関しての規定となります。

この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき、教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、翌年度使用する教科用図書が決定されます。

続いて、4ページ、5ページ、6ページです。

こちらは、教科用図書採択に関する事務処理について、必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

6ページの別表をご覧ください。

小学校の内訳をご覧ください。ここに、令和2年度から小学校5・6年生に「外国語」が新たな教科として加わるため、本年度、採択に係る調査を行う小学校調査部会に「外国語」、人数5名を加えました。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、採択事務の仕組みや流れについて、図で示したものです。

本年度、教科用図書採択検討委員会は、採択替えが行われる小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の4つの専門部会を設置し、それぞれ学識経験者、保護者代表や市民代表、学校教育関係者で構成された6名、計24名で組織いたします。

それぞれの専門部会で検討した結果を、最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、5月23日から8月31日までといたします。

採択検討委員会の長は、全員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下に記載しております。

教科用図書展示会は、6月14日から6月28日まで、横須賀地区教科用図書セン

ター（これは教育研究所になります）とヴェルク横須賀で開催いたします。

どのような教科書が採択されたのか、情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに、市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で、令和2年度使用教科用図書採択基本方針についての説明を終わります。

質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第17号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（教育指導課長）

議案第17号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正）』について、教育課程編成報告書（中学校）の様式変更についてご説明いたします。

管理運営規則第7条では、各学校に第6号様式にて、教育課程編成報告書の提出を義務づけています。

新学習指導要領の移行に際し、これまで教科外であった「道徳」が中学校において、本年度から「特別の教科 道徳」と位置づけることになりました。これに伴い、教育課程編成報告書様式について、一部変更する必要があります。

5ページをご覧ください。

「道徳」については、教科の枠組みに含まれ、名称についても「特別の教科 道徳」としています。

第6号様式は、管理運営規則上、4月の末日を提出期限としていることから、教育長の臨時代理によって本案件を進めさせていただきました。よろしく願いいたします。

（新倉教育長）

私からも、この案件につきましては、大変申しわけなく思っております。

「道徳」の教科化がわかっておりながら、1点、事前に、本来ですと議案で行

わなければいけないところを漏らしてしまいました関係で、このような議題となってしまうことに、まずお詫びをさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

質問・討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る公文書管理規定中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（総務課長）

議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正）』について、ご説明いたします。

3月の教育委員会定例会において、市長部局が所管する事務分掌規則の改正後に、教育委員会の所管する公文書管理規程中改正を教育長の臨時代理により行うことについて、報告させていただきました。

その後、事務分掌規則が改正されたことにより、教育長の臨時代理による事務により、平成31年4月1日付で、教育委員会の所管に係る公文書管理規程の改正を行わせていただきましたので、本日、本議案のご承認をお願いするものでございます。

それでは、規則改正の内容についてご説明いたします。

議案第18号の3ページをご覧ください。

こちらの改正議案の朱書きにより説明させていただきます。

第5条、議案等の決裁文書の送付の総務部行政管理課を総務部総務課に改めるものです。

なお、施行日は、令達の日である平成31年4月1日でございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『横須賀市児童・生徒の読書実態調査集計結果について』

（中央図書館長）

それでは、『横須賀市児童・生徒の読書実態調査集計結果について』、ご報告いたします。

説明資料をご覧ください。

まず、１の調査の目的ですが、平成29年度に策定いたしました第３次の横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況を調査するために実施をいたしました。

次に、２の調査の概要です。

調査内容といたしましては、平均読書冊数や読書についての意識、学校図書館の利用度調査を、市立小学校の４・５・６年生の各学年の１クラスを、また、市立中学校の各学年の１クラスを対象に実施をいたしました。

なお、調査期間を平成30年11月の１カ月といたしております。

次に、３の調査集計結果と今後の対応でございます。

調査の詳細は、別冊の報告書をご覧くださいと思いますが、記載の表は、子ども読書活動推進計画の成果指標であります１カ月の読書冊数を全国のデータと比較したものでございます。

今回の調査結果として、前年度と比較し、若干数値が下がっております。全国調査でも、小学生の読書冊数が10冊を割るなど、全体的に減少の傾向であります。

本市の減少の原因は、１カ月に５冊以上本を読む児童・生徒数が減少したことが影響していると思われまます。

また、本を１冊も読まなかった理由としては、小学生、中学生ともに、本を読む時間がないことを挙げています。

そして、授業以外で学校図書館を利用しない理由は、「行く時間がない」が一番多く、「外で遊びたいから」「読みたい本がないから」「近くの市立図書館に行くから」などが挙げられております。

調査結果の全般としまして、各学校の格差が広がっている傾向があります。

説明資料の裏面をご覧ください。

今後の対応といたしましては、市立図書館と学校司書を初めとする関係者と、調査結果の分析を行いながら、連携を深め、昨年度より始めている市立図書館の学校への図書配送便を初め、子どもたちがより本に親しめる取り組みを工夫してまいります。

最後に、４、結果の公表及び報告といたしまして、この調査結果を調査実施校へ提供するとともに、ホームページなどで公開させていただく予定です。

以上で、横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果についての報告を終わります。

(荒川委員)

この集計結果を見させていただき、最後のところで、学校間の格差というところが載っているんですけども、この集計をされた中で、差の部分で、例えば、読む冊数が多い学校などでは、どのような工夫をされているかとか、朝読書をしているとか、あるいは立地的な部分で、図書室が行きやすい場所にあるとか、その辺わかっていることがありましたら、教えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(中央図書館長)

毎年、固定の学校が読書の冊数が多いということではなく、例えば、例年、読書の冊数が多かった学校が、いきなり今年下がってみたりとか、なかなか変動の理由というのは見えてこないんです。

例えばですけども、中学校へ学校司書が8校配置されていますけれども、配置されている学校についても、すごく上がっている学校もあれば、逆に下がっている学校もあると。まだ、その辺の因果関係、原因というのがはっきりしていませんので、今回、今年度の今回の結果が出ましたので、また学校と連携しながら、どのような状況で、こういうふう上昇してきたのか、また下に向いてしまったのかという、その原因の調査を進めていきたいと思えます。

(澤田委員)

関連してお尋ねいたします。学校間格差についてこれから継続して分析していただけるとのことですので、よろしく願いしたいと思えますが、この中で、公共図書館との連携について伺いたいと思えます。前年度から巡回で貸し借りをしておりますがその手応えといいますか、利用度や巡回している学校は読書率が上がってきたというような情報がありましたら、教えていただければと思えます。

(中央図書館長)

昨年度から、市立図書館の図書を各学校に配送して、授業等で使っていただくという配送便を始め、昨年度18校、18の学校で利用をしていただきました。

今回の調査とのリンクというのは、まだちょっと確認はできていないんですが、この配送便につきましても、本来は市立図書館から学校へ送る便、そして、また戻してもらう便というような想定で考えていたんですが、いろいろ学校の



関係者等ともお話をしまして、やはり先生方、学校司書も含めて、実際手にとって本を選びたい、図書館に来て本を選びたいというリクエストが多いんです。

ですから、行きは先生に持っていってもらって、帰りにその便を使ってもらうというような、フレキシブルな使い方を考えております。

やはり、電話等でリクエストを受けて、例えば、こういう授業に使うので、関連の本を貸していただきたいということで、市立図書館の司書が本を集めるとのことだけではなくて、やはり先生方がじかに本を選びたいというような形もありますので、ちょっとやり方も、工夫していきたいと考えております。

(川邊委員)

こういう実態調査を行ったわけですが、こういう調査と、例えば学力との関係とか、そういうものとの関連性というのは、何か調べていらっしゃいますか。

(中央図書館長)

たくさん本を読む子は成績が上がるという因果関係というのは、いろいろな先生方、いろいろな説を出されていて、諸説あるんですけれども、多読の子が成績が上がるという確実なデータというのは、正式には出ておりません。

(新倉教育長)

教育指導課では何かありますか。学力と読書の関係。

(教育指導課長)

今、図書館長がお答えしましたように、確実な因果関係というのはありませんが、ただ、全国学力・学習状況調査の生徒質問紙調査の中にも、どれくらい本を読みますかといったような質問があります。

その質問の中で、たくさん本を読んでいるといった子どもの成績というか、テストの結果ですね。これについても、両方ありまして、確かに、本を読んでいる子が成績がよくなっているケースもあるんですけれども、そうでもなく、それほど変化がないといったところもございますので、このあたりは本当に、しっかりとした有意な結果というのが、今のところ見えていないところが現状でございます。

(小柳委員)

図書館の調査の実施に関する手引きの中で、デジタル書籍についても含めているというふうに書かれておりますが、これ、例えば今後、デジタル図書と印刷

の図書と区別して集計するとか、そういったご検討の予定はあるのかということと、あわせて、図書館自体にデジタル図書を導入するような予定なり、ご検討なりされていたら、教えていただけますでしょうか。

(中央図書館長)

この調査なんですけれども、子ども読書活動推進計画に合わせて調査を実施しているわけなんですけど、今のところ、デジタル図書についての調査をあわせてする予定はありません。

それと、もう一つ、図書館の、電子書籍の導入についてなんですけれども、昨年、電子書籍を導入している図書館、公立図書館が多くなりました。去年も、綾瀬市ですか、大量に導入した市立図書館がございますけれども、実際に視察も行ってきました。

ただ、その図書館に入っている電子書籍というのは、著作権等の問題もあり、新しいものが入らないということと、かなりの費用がかかるということも考え合わせて、今のところは、市立図書館としては、電子書籍の導入については考えておりません。

(澤田委員)

今の電子書籍の件です。学校の中には、支援の必要な子どもたちがおります。LDの子どもたち、あるいは視覚障害の子どもたちの電子図書等の活用も広まっておりますので、学校の中で、電子図書の導入も考えていく必要があるのではないかと思っておりますので、ご検討をよろしくお願いします。

(中央図書館長)

ありがとうございます。

昨年視察に行ったときも、電子書籍の可能性としまして、ただ単に市立図書館に電子書籍を備えるというのではなくて、やはり学校教育の中でも活用する可能性があるというのは、一つ認識をしておりますので、また検討していきたいと思えます。

## 報告事項(2)『横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について』

(美術館運営課長)

それでは、美術館運営課から、報告事項(2)横須賀美術館への美術品等の寄贈及び美術品評価委員会の審議結果について、ご説明いたします。

横須賀美術館では、美術品等の所蔵家から作品寄贈の申し出が随時ありますが、本日の報告は、平成29年度から平成30年度に申し出のあったものから、学芸員が作品等の調査をし、精選した寄贈候補作品を美術品評価委員会に諮り、審議いただいた内容の報告となります。

1、作品等の分類、作家名などですが、美術品評価委員会でご審議いただいた作品34点と資料2点の分類や作家名、作品名などの一覧表を、1ページから2ページに記載しております。7名の個人と1カ所の画廊から寄贈いただいた作品となります。

2、美術品評価委員会の開催概要ですが、資料に記載のとおり、3月18日月曜日に開催し、寄贈候補に挙げた作品・資料の全てについて、取得が適当であり、総評価額を1,547万円とする評価をいただきました。

作品ごとの評価額は、3ページに記載のとおりです。

3、作品の活用スケジュールですが、36点の作品・資料のうち、矢崎千代二の作品9点につきましては、平成30年度に開催した「矢崎千代二展 絵の旅」でお借りし、展示をいたしました。その他の作品につきましても、他の所蔵作品と同様に、所蔵品展等で活用してまいります。

なお、4ページから15ページに、作家別に作品及び作家略歴を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、横須賀美術館への美術品等の寄贈及び美術品評価委員会の審議結果についての報告を終わります。

(新倉教育長)

私から1点だけ、すみません、資料として、島田章三先生のパレットとかイーゼルというのが入ってくるんですが、美術品として、これは評価されるものなんですか。

(美術館運営課長)

こちらは、美術品というよりも資料という形での評価になります。

こちらにつきましては、当然、評価委員会で評価をしたわけですが、大変貴重な資料として、当時の制作の様子というものをしのばせる大変貴重な資料であるということで評価をし、資料として取得をするという形になったものです。

(新倉教育長)

つまらないことを聞いてしまい申しわけないんですけども、美術品だとかという絵画については、市場価格というのが多分あるんだろうと聞いていたんですけども、こういった作家の器具というものも、美術品としてというふうに、

評価の何か基準があるんですか。ここがわからなかったんです。

(美術館運営課長)

こういうものは、余り例がないので、基準というものは非常に難しいところではあるんですが、作品としての市場価値というものは余りないと考えられるのですけれども、想定し得る金額を提示して、審議をいただいたという形になりまして、美術品という形の評価というよりも、その物の評価というような形という形で評価をいたしました。

(小柳委員)

感想めいたことになってしまいますが、私も、このパレットとかイーゼルを見せていただいて、へえーと、関心というか、興味を引かれております。おもしろいものだなというふうに思っております。

感想です、すみません。

(理事者報告なし)

(委員質問)

(小柳委員)

私のほうから、一つお話をさせていただきたいと思います。

昨年12月7日の教育委員会の定例会で、史跡東京湾要塞跡整備基本計画に関する議案が可決されました。以後、この整備基本計画を、単に整備基本計画あるいは基本計画と言わせていただきます。

その基本計画の中で言及されている千代ヶ崎砲台跡や猿島砲台跡の学校教育における活用に関して、お話をさせていただきたいと思います。

私は、昨年2月ごろ、詳しい職員の方に案内していただきながら、小学校の子どもたちと一緒に千代ヶ崎砲台跡を見学させていただきました。自分としても、大変有意義で重要な史跡だと実感いたしました。ぜひとも多くの児童・生徒に見てもらいたいと思っております。

ただ、私が2月に見学した当時は、前述いたしました整備基本計画が出る前で、見学しながら、平和教育に資するとまでは思いが至らずに、主に当時の技術や歴史上の建造物としての造形美を鑑賞し、深く感銘を受けました。そのことについて、一緒に見学していた小学生と話をしたのを覚えています。

もちろん、史跡を見学しながら、心の中では、戦争や平和についても思いが至

りました。しかし、一緒に見学している小学生に、平和についてうまく語ることはできませんでした。

前述の昨年12月の定例会で可決されたこの整備基本計画の中に、「平和教育に資する遺跡でもある。」と書いてあるのを見たときに、確かに平和教育に活用できたら、すばらしいと思いました。しかし、自分では、どのように平和教育に活用するのか、具体的にイメージすることができませんでした。

そこで、昨年12月の定例会の席上、当時の教育指導課長に、具体的な活用方法についてご検討くださいとお願いいたしました。

もしこの席で、昨年12月の定例会から今日までに、何かご検討された点があれば、教えていただけますでしょうか。

(新倉教育長)

それ以外の質問がございませんか。あるんだったら、一遍に全てやらせていただきます。

(小柳委員)

わかりました。じゃ、続けさせていただきます。

それ以外の質問は特にございません。

(新倉教育長)

ご発言はそれでおしまい、それ以外……

(小柳委員)

いや、質問というか、もしご検討していただいた点があれば、ご紹介いただければなという程度ですので。

(新倉教育長)

ということで、ご意見ですけれども、終わってよろしいですか。まだ……

(小柳委員)

いえ、意見はまだ続きます。

(新倉教育長)

では、それを全てやっていただいてから……

(小柳委員)

わかりました。

ところで、私は今まで、教育委員会の定例会や1月17日に行われた総合教育会議の席で、基本計画に記載されていた「平和教育」という言葉を使ってまいりました。しかし、平和教育という言葉遣いを気にされる方もおられるようです。余計な誤解を避けるために、今後は、平和に関する教育という言葉を使わせていただきます。

話をもとに戻します。昨年2月に一緒に見学したのは小学生なんですけれども、その後、この基本計画を見たときに、ぜひ学校でもこの史跡を、生徒たちを引率して見ていただきたいな、見学していただきたいなと思いました。ただ、引率された教員も、どのように平和に関する教育に活用できるのか、困ってしまうのではないかなど。私自身、今現在、具体的にこういうふうに伝えれば、小学生に平和に関する教育が施せるんだというような具体策が思い浮かんでおりません。

繰り返しになりますけれども、私は、この千代ヶ崎砲台跡や猿島砲台跡の史跡を平和に関する教育に活用すると宣言する整備基本計画に賛同しております。ぜひとも活用していただきたいと思っております。

ただ、単純に平和という言葉から、兵器であった砲台跡地が負の遺産と位置づけられ、さらに、兵器を持つ自衛隊や米軍基地の否定につながりかねないのではないかと心配します。そうすると、そこで働く親を持つ子どもたちの心を傷つけはしないか。それらの親を持つ子どもたちに対して、ほかの生徒・児童が偏見の目を向けるようなことがないか。もちろん、そんなことはあってはならないことです。

平和に関する教育は重要ですが、多くの自衛隊関連施設があり、また米軍基地もある横須賀市においては、独特の難しさを抱えていると思います。

一方で、今回、我々教育委員会が整備基本計画を採択し、その中で、この史跡を平和に関する教育に活用すると宣言したわけですから、これをどう解決するか。この難題である整備基本計画の理念を実現するために、多くの皆さんの英知を集め、この史跡を平和に関する教育に資するための何らかの具体的な提案ができないかというふうに思っております。

言うまでもなく、平和に関する教育は、子どもたちの将来、日本の未来にとって重要な事柄です。皆様の真摯な意見交換をお願いいたします。

以上です。

(新倉教育長)

この場所は、委員の皆さんからお尋ねになりたい事項がありますかというふ

うに、この論議をさせていただいておりますので、まず、委員がお聞きになりたかった点は1点だけだというふうに捉えていますので、それについての回答をお願いします。

(教育指導課長)

それでは、今回の具体的な活用です。千代ヶ崎砲台の具体的な活用についての検討が、教育指導課または教育委員会の中で、どのように進んでいるかといったお尋ねだったと思います。

この千代ヶ崎砲台の件は、これはルートミュージアム構想というもののの中に位置づけられているものですので、まず市長部局等との調整が必要になってくることになってきます。

また、委員が今ご指摘いただいた懸念事項、確かにこの砲台自体は、委員おっしゃるように、大砲ですから武器ですよ。これを直接見て、子どもたちがどう平和に結びつけるかといった懸念事項や、また、その逆に捉えるというような懸念事項等、たくさんあると思います。こういった検討を進めていかなければならない。

そして、今学校で、来年度から小学校は新しい学習指導要領に変わっていきますけれども、この学習指導要領の中身との整合性ですね。こういったことも図っていかなきゃいけないというふうな、検討項目は立てておるんですが、実際にまだまだ時間がかかることですので、ここでどういった方向であるとかということについては、まだご報告できない状況であるということでご承知おきください。

(小柳委員)

ありがとうございます。どうぞ引き続き、ご検討のほど、よろしく願いいたします。

日程第1、日程第5及び日程第6は、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成31年4月11日(木) 午前10時32分

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡